

第五回 參議院農林委員會會議錄第二十四號

昭和二十四年五月二十一日(土曜日)午  
前十時三十八分開会

五月二十日(金曜日)委員羽生三七君辞任につき、その補欠として岡田宗司君を議長において選定した。

ら、それでやはり岡田氏にやつて貰いたいと思います。

受け願うようにやつて貰いたいと思いません。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(藤野繁雄君) 次は今まで本委員会で小委員会を作つて、水稻單作地の対策と、農林関係配給公團制度の対策を研究しておつたのであります。これにて一千五百二十円です。

から、これを更に研究する必要がありま  
すから、継続審査の要求をしたいと思  
いますので、皆さんの御意見を拜聴い  
たします。

○理事(藤野繁雄君) 満場御異議があ  
りませんから、継続審査をいたすこと

に決定いたします。只今同意を得ました調査の実施要項は、皆さんのお手許に配付いたしますし、又議院運営委員会にもこれをお送りし御了解を得たいたいと思いますから、これ亦御了承をお

○理事(藤野繁雄君) 次は陳情、請願  
願いいたします。

の取扱いであります。陳情、請願は大体において委任せられた二つの部に

第十一部 農林委員會會議錄第二十四號 昭和二十四年五月二十日

農林委員會會議錄第二十四號 昭和二十四年五月二十一日

分けて検討したのであります。この取扱いについては更に皆さんにお詰り考えますけれども、時間もないことがありますから、どういうふうに取扱つた方がいいかお諮りいたします。

○岡村文四郎君 小委員長の方で関係当局ともいろいろと御協議されて、そして採り上げておられるることと思いまして、委員会にここで繰返して御報告願つても、再審議する必要もないと思います。するから、御迷惑でもお委せをして、委員会は省略して本会議にかけるようにして貰いたいと思います。

○北村一男君 異議なし。

○理事(藤野義雄君) 岡村さんの御発言に対しても、北村さんから賛成の意見があつたのであります。別に御異議もないようでありますから、岡村さんの動議のようになく、取計らいたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○池田恒雄君 河川局の方々がお見えだそうでございますから、これは大臣にお尋ねすることと言わなくとも、問題は河川局の方でも十分御承知のことと思しますから……。私は予算委員会に際しまして、丁度建設大臣と建設政務次官とがおいでになつておりましたとき、この國会には土地改良法が提案される、これは農林省所管として提案されると、こうことを申上げまして、いろいろな建設省の御意見を伺つたわけなんであります。その際建設省の大臣も次官も非常に私共としては、納得の

○説明員(伊藤大三君) 土地改良法につきまして、これの所管の問題とか、いろいろむずかしい問題は私から申上げることをちよつとどうかと思いますが、実はこの改良法につきましての私の方との関係は、第一は水の使用の問題がございまするのと、それから河川への工作物の問題がございまするのと、埋立とか、それから干拓といふような問題につきましてその施設の問題、こういふような問題につきまして私の方とのいろいろの権限の問題もございますが、その問題につきましては、よく改良法をお作りになる場合におきまして、いろいろと連絡をいたしまして間違のないようになるべく権限の間に争いの起らんように処理して参つたわけでございます。それで何かそういう点につきまして御質問がございましたらばお答えして参りたい、具体的の一つお話を願いたいところ存するわけであります。

○池田恒雄君 私の父お尋ねいたしたい点は、勿論いわゆる農業水利の問題と、建設省における河川水利の間でいろいろな責任上の争いがありまして、それでいろいろ問題が発生しておる

であります。が、そのことの前に私がお伺いしたいのは、そういうお互いに権限上のいろいろなことがあるという意味じゃなくて、むしろこの前予算委員会における建設大臣の考え方は、そういう細かな問題を乗り越えてつと水というものをどうするかと、こういうようなお話をだつたのであります。それで私はこの土地改良法は御承知の通り、他に今まで農林省がやつておつたように暗渠排水とか、客土とかそういうふたものではないであります。相当廣範囲に亘りまして水を取扱うのだから、そこで私はこの水という問題について建設省は無関心ではなかろうと思います。それでこの廣範囲な水を取扱うところの土地改良法について、建設当局がどういう施策を持つておられるか。更に言うならば農林省と建設省の間にこの水に対する政策につきまして、どういうような協議と申しますか、そういうものがあつたか、そういう経過を御説明願いたいと思います。

の川に流れております水の量も相当考えまして、或いは発電の問題、工業用水の問題、灌漑用水の問題、これらを十分勘案いたしまして、特に競願がございますれば、競願も深く考慮してこれに許可を與えておるわけであります。灌漑用水の問題につきましては、これは從来古くからの河川法などが施行にならない前からの問題が沢山ござります。この問題につきましては慣行を認めまして、その慣行を許可したものとして縣として認めてやつておるわけであります。それで灌漑用水につきましては、若干そこに余分に取つておるとかいう、いろいろな問題もございますけれども、これは今早急に調整をすれどいことは困難でありますものですから、そのとき々に起つた場合場合によりまして、これを考えて行くより仕方ないと思つております。河川法施行後におきましては、水を引く場合におきましては、先ず工作物をつくらなければならん、ですからこの工作物をつくることが下の方に及ぼす、水の使用にどういうような影響をする、又治水にどういう影響があるかといふこと。水の量につきましても、今のよう下の方におきまして取ります水の量とか、それにいろ／＼の問題がござります。そういう点を勘案いたしまして、河川管理所において許可するよう方針を取つておるわけでありまして、ただそのときぐの行き当りばつたりにやつておるわけではございません。ただこの水の使用の問題が將來どうだけになつてくるということは、我の頭の働く限りでは、十分考慮しては參りたいと思ひますけれども、又將來十年二十年先の水の使用を計画して

「そういうところまでは行つておらんような実情でござります。今は農業水利の問題でありますても、水を引用したい、という場合におきましては、その許可の申請書を地方長官へ出されまして地方長官におかれまして、他の治水の問題を深く勘案しまして、そうしてこれを決定させておるようなわけであります。

○池田恒雄君　どうも次長さんの説明を聞きますと、専ら河川局の権限と申しましようか、或いは河川管理というようなことについての基礎的な説明だけになつておるのであります。私のお尋ねしておりますのは土地改良法を見ますといふと、これは相当廣範囲な一郡ぐらいでなく、數郡に跨がる、或る場合には二つの縣ぐらいに跨がる水を取扱う場合がある。この法律ではそりでありますから、これは本当に狭い範囲である土地改良と違いまして、やはり同じように相当廣範囲な水を取扱つておるのであります。こういうことを考えなければならぬ、そういうふうに私は考えるのであります。従つて私は今日水の機関を握つておられるのは、これは農林省ではなくて建設省なのである。そこで水の機関にまで影響を及ぼして行くところの土地改良法のいろいろな問題について、建設省としてははどういうふうな施策を持たれておるかということをお尋ねしておるのだ、こういうような答弁に私は承つ

ておるのであります。ところが只今次長さんのお話を伺つておるというと、どうもこの法律の立案に当りまして、あなたと、それから開拓局長との間には何らの話合がないようにしか受けれない、これは私は次長さんにも、開拓局長さんにも両方からこの関係は御答弁願いたいと思うのであります。

○政府委員(伊藤佐伯君) これは法律の立案に当りまして、河川局の方と十分具体的にお打合せをしてこの法律を作つております。

○説明員(伊藤大三君) 私が直接に開拓局長さんとお会いしておるというわけではございませんけれども、大体河川局のその方面の担当しておるもののがよく連絡して作つておるわけでございます。

○池田恒雄君 若し只今の説明が本当にであるならば、少くとも大臣でありまするならば別ですが、大臣がいらつしやらないで、私は困るのではない、むしろ次長さんがわざ／＼おいでになつたことは結構だと思う。それならば私はいくら次長さんが直接衝に当らなかつたといったとしても、河川局の次長さんといふものは、冒頭をついておる商賈ではなからうと思う。やはり細かなことも御存じだと思う。それならば私は只今もつとこの法案の内容に立入つていろいろと説明して頂けるじやないかと思う。ところが今までの説明では、専ら河川局の何か権限と申しますか、何か提出の手続と申しますか、そういうことだけの説明でございまして、何ら土地改良法そのものについて建設省当局の施策といふものは伺えませんのであります。でありますから、私は開拓局長がよく相談されたと思う

うふうには受取れないであります。若しそれが相談されておらないとするならば、一つの水を二人の人がかき廻すということになりますて、私はこれ單にあの場合私の質問に対し適当にあああしらつて來たということになりますかねはせんかと思うのであります。あのと申されておるのであります。でありますから、私は今日根本的にいろいろな制度が變つておらないとしても、建設省といたしましては、農林省の立案しておられます土地改良法に対し、相當の関心を持たれ、そのいろいろな御意見を入れられておつて然るべきものやなかつたかと思うのであります。ところがあなたの只今までの説明では、何らそういうことがあつたといふふうには受け取れないであります。も一度具体的にどういふうに御相談なされたか、これは余計なことを聞くうちにになりますが、聞かざるを得なくなつるのであります。でありますから、私はお伺いしたいと思います。

いて我々の方といたしてかれこれ言ふべきではないのですから、これが建設省なら建設省一本にまとまるということになれば、そのときは又別問題で、それで相当水を利用するのだから、その水の問題をお前らの方は等閑視しておはせんかという御意見でございますが、亦この手続的な問題を論ずるとお叱りを受けるか知れませんが、結局私の方といたしましては、川に流れております水をどういうふうに配分するかという問題につきましては、これは電気の問題もございます。それから今の工業用水の問題もございます。漁業権の問題もござります。農業の今の灌漑用水の問題もござります。それでこういう問題もございますが、そのうちどれが一番経済的効果があるかといふことがこの利水の根本を流れておる問題でございますが、そういう場合におきましてその計画は我々の方として立てるわけに行きません。各それぐ、電氣につきましては発送電会社の方から出ます、それから今のような農業水利の問題につきましては、これは指導は農林省がやりになりますて、今度は土地改良法というものがこれをすることになるわけです。その計画は十分私たちの方にも出願のありまする場合に、その内容を十分審査いたしまして、いいものであればいい、悪いものであれば悪いと、こういうふうにはつきり分けまして、その点につきまして尙条件を付けるのがあれば條件を付けまして、そこの間に間違いのないよう、利水の間に十分総合調整のできるようやつて行くつもりでござります。勿論我々の方におきまして現在直接に許可するとい

うわけではございませんけれども、これにつきましては私の方といたしまして、地方長官に対しましていろいろの通牒なり何なり出してしまって、間違いのないようにこれは命じて行きたいと、こう存じております。それに当りまして農林省からの計画も分るものにつきましては、十分連絡を受けて置きますれば、これの進め方につきましても、地方長官に、その点については或いは農林省の案につきまして、地方長官の方が正しいと思えますれば、私の方といたしましては、農林省の方に再考をお願いもある、こう思います。或いは農林省の案につきまして、地方長官の方が正しく思えますれば、私もお願いしなければならんようなることもあります。地方長官に、その点についても出なけばならん、こう存じております。

Digitized by srujanika@gmail.com

おるような次第であります。  
○池田恒雄君 開拓局長のいろいろな  
説明にも拘わらず、河川局次長の説明  
はちつとも建設省の、いわゆる河川管  
理者としてのセクショナリズムは取れ  
ておらないのであります。ただ河川を守  
つておる、世間の人は堤防の番人だ  
といつておる、その考え方、そういう  
答弁しか出ておらないのであります。  
これは單に許可するとかしないとか、  
そういうことを申されておるのであり  
ます。ところがこの土地改良法案をあ  
なたばお読みになつておるかどうか分  
りません。これは私は建設省としては  
この法律案をよくお読みになる必要があ  
ると思います。読まなければ恐らくあ  
ります。後になつてから農林省と、建設  
省の権限争いをやつたところでこれは  
建設省のいろいろな工事はこれは躊躇  
します。ですから私は両課長間問題  
始まらんです。ですから私は両課長間問題  
でどうとかという程度の問題じやない

くて、これはところのいわゆる土地改良で、これまで入つて行くところまで入らなければいけない。もうろくな土地改良です。政府からして、ときにはいは農道の改めとやつて来てりますが、起しないで、そやつても、二がないことにな耕地といふもります。そのものこの土地改対象になつて田なんでありやなくて、水田は狙つておる

内務省が從來やつておる河川管理の範囲まで、いうことであります。それ／＼の助成金を貰つければこの土地改良はで、一つ我々は今までいろいろなものを三年も五年も修理をやつたり、いろいろあります。やつて来ておるのは水田が半分なんであることをお考へ願えれば、而良法における土地改良の法律そのものは畑作よりも水田の土地改良をこの法律、こういうことを一つ十

水田だけについて土地改良とか何とかいうことはこれはおかしなことです。水の根本について、だから利根川なら利根川の水というものを、これを単に堤防を作つて管理すればいいんだというだけではおかしなことです。利根川の水はあなたのおつしやる通り電源の問題もあり、漁業の問題もあり、或いは運輸の問題もある、一つの水がいろいろな方面に使われ、農業の方にも使われて参ります。而も農地と川といふものは兄弟が、従兄弟の間柄であります。こういうような関係にある。そういうふうないろ／＼な権益に分れておりながら、それは一つの水であるということになりますれば、今後の土地改良がそれ程大きい水を取扱わなければ根本的にできないというようなことであれば、もはや今までの農林省がやつておるような土地改良じゃなくして、河川そのものを扱わなければなら

するということまで遡つて考えなければ、その河川の行政は完全に行かなければ、これは尤もなお説と存じます。ただ我々といたしましては、河川を護るために当りましても、堤防を造るに当りましても、決してただ堤防を作るという観点から進んでおるわけではございませんのでありますし、堤防は現在におきましては、非常に少ないものでありますから、これでどのが一番効果があるかというような、箇所的に箇所も選びまして、そうして費用も投じておりますが、それによつて少ないながら、河川に頂きました予算を最も経済的に使うという方法を講じております。そういう点から行きますと、今のような土地改良まで建設省で全部見まして、そうしてやつて行くことが、これは本筋であると存じます。併しながら、今両省に分れておる関係上、耕地の問題につきましては、農林省におい

ます。池田さんのおつしやるのは、これのもう一つ根本になる問題であるうかと思うであります。それからどういったような点につきまして、普通の河川につきましては、今河川局次長からお答えになつた通りでありまするが、特に大きなもので発電、或いは農業、或いは治水というふうなものに非常に大きな関係を有しまする、例えは木曾川北上川でありますとか、或いは木曾川でありますとか、いつたようなものにつきましては、一昨年から河川総合開発という名目で、経済安定本部が中心になりますして、それぐの省が担当いたして総合的に調査をして、それを更に持ち寄つて安定本部が中心になつて治水、利水の面から総合的に開発をする、こういうふうな方針で現在進んで

と思います。河川を中心として水をどういうふうにするかということですが、私はこの法律にあるところの土地改良の最も大きい問題になつて来ると思ひます。だから私は最初に言うておる通り、單に我々が土地改良をやる場合、客土をやるとか、或いはクローバーを植えるとか、そういうことでありますならば、これは建設省の土木政策というものは関係なしにやられるのであります。これは地方事務所の土地改良課あたりが適当にお世話していいのであります。

ところがこの土地改良では水まで取扱うということであります。而もその水は廣汎なる水です。水の起幹にまで遡るといふんです。これはもはや單に我々が旧來考へておる土地改良じやない

分頭に入れて、そうしていろいろ御答弁願いたいと思います。而も水田といふものは、これは或る意味では川の末流で、水田といふものは川の一部分です、川の一部分というものが水田として発達しておる。河川局の方々が地方を歩かれたら分るでしょう、北上川にしましても、信濃川にしましても、利根川にしましても、大きい川には河川局の方々が遊水池というものを設けております。あの遊水池は日本の水田と一体、どこが違うんですか。私はそういう点から非常に重要なとこを言つておるのであります。だから河川という問題を抜きにしても、我々がどんな土地改良をやつたつても、そんなものは無駄だというんです。だから水田なら水田を持つておる者が、その

○説明員(伊藤大三君) お答えいたしました。只今のお話によりまして、私の申しておりましたことが若干的外れでありますと、こう私も感ずるわけであります。それは私は、今の土地改良の問題が、一應取入れた水によつて、灌漑がどうやつて行かれるかという先程の開拓局長のお話によつて、その水の問題について論じたわけですが、その根本問題に遡りまして、土地の保護ということは、河川を護るということにある。という観点から申しますれば、河川を護るもののが一應どのくらいの土地を護るかという問題にまで、又土地を改良

ておやりになつて頂いておるわけあります。が、私共いたしまして、決して耕地を無視しておるわけではなく、現在の河川の改修工事という問題は、耕地の問題に最重点を置きまして、そな問題ではなくて、もしくこの水の使用、貯めた水をどういうふうに廻して行くかという問題が主と存じております。耕地の問題でござりますから、そういうようになりますのですから、そういうようになつたわけあります。が、耕地の保護につきましては、勿論河川工事といふものは、耕地の保護でございますから、その点は十分考えてやつておるわけであります。

所管されるというよなことは、根本的な障害があると思う。だから建設省の所管であればなんといふじやなくして、やはりそれは、それぐの各官廳はそれぐの技術段階において仕事を担任しておるのでありますから、そういうことはそれで結構だと思うのです。問題は、そういう各省間の、或いは各官廳の團体間において、はつきりとした一つの國策としての何か企画がなければならぬと思ひます。それに、分れておるが故に無関心であるとするならば、私はこれが一つのセクショナリズムだと言うのです。そうでしよう。それから又、統一されなければどうも工合悪いよなことを言い出さずとも、これ亦セクショナリズムだと思うのです。そのためには一体百姓がどんなに迷惑をするか、それを考えて貰わなければならん。而もこの法案におきましては、審議が始まるときから予算の問題で引つかかつておるのである。この法律は出るが、予算は政府が出さんといふのです。これが問題だと、ところが私はこの予算の問題でも、日本の國家が金が少いというならば、少くとも上事がやれる、或いは土地改良がやれる、或いは水利が当然できるような施策を講じなければならないと思うのです。この場合、こつちが農林省の所管であつて、こつちが建設省の所管だからといって、予算の分取りあいをやつておつたら、ます／＼以て國費を浪費するのです。どぶに金を棄てることだといふのは、どぶに金を棄てることだといふのです。文字通り明らかにどぶの中に入を棄てるのです。農林省は毎年毎

年どぶの中に金を乗てるというやうなことをやつておるわけですよ。こういう問題を処理しなければならないのです。私はそのために質問しておるのであります。(「簡単々々」と呼ぶ者あり)簡単じゃやない、被害地の人間を考え御覽なさい。(「外の議案もある」と呼ぶ者あり)外の議案もあるかも知れんが、実に困つておる百姓が沢山あるのだよ。君たつて百姓の代表で来ておつて簡単なんて言うなよ。百姓が今困つておる。そんな繩張、主義的な答弁をするときではない。

○政府委員(伊藤佐君) 大変お叱りを受けて恐縮なんですが、今の土地改良は年々金をどぶに棄てるという点については、一言私から弁解の必要があると思います。と申しますのは、結果において、池田さんのおつしやるようになに、土地改良をやると、そこに台風が来て、堤防が切れ、元の泥を被つて、折角の土地改良が流されたといふようなことは、最近は部分的にはそれほどあるうかと思ひます。併しながら、そういうふうなことでない所は沢山あるのであります。そうでない本來の土地改良が、めにそうなるというようなこともあります。それが、そうでない本來の土地改良ができる所が沢山あるということを申上げて置きたいと思ひます。

○池田恒雄君 建設省ではどうお考をになりますか。

○説明員(伊藤大三君) 私の方の河川工事によりまして工事が完成した所にありますては、相当効果を挙げておるわけでありまして、例えばこの河川工事とともに関連いたしまして土地改良をやつておる所もございます。例えば利根川

川の下流辺りにおきまして、浚渫しまして、浚渫箇所を埋め立てておる所もありました。ただ今お話しになりまして、浚渫箇所を埋め立てておる所であります。ただし、私が関係しておる問題の中でも、決して連絡をつけてやつておるようならぬに、私決して権限争いの問題を論じます。ただ今お話しになりましたよと、若干喰違うことがある場合もあるかと存じて申上げただけのことです。一緒にやれば喰違もなくて済む所がございませんのでして、ただ、兩省の間において、決して連絡をつけてやつて喰違を生じておると、こういうわけではございませんの。す。例えば利根川の下流につきましては、利根川の改修計画と、向うの改良計画とよく連絡をつけてやつておるようになります。

んかが、成るべく簡単にやつてくれと言ふが、私は簡単に話すつもりです。北上川の氾濫でもあれだけ乗ております。あれは全く計算して止むを得ないという部分もあつたでしよう。併しそれだけではありませんよ。利根川でも乗ておるのであります。信濃川あたりでも乗ておるでしよう。その中には確かに政府は何ぼ頑張つたって駄目だといふ部面もありましょうが、我々が行つて視察しましても、そういう政府のいろ／＼なやり方があります。ために、やはり農民が必要以上の災害を受けておる。そしていろ／＼と、何年計画かで仕事をやつて途中の一年目が二年目で完全に農民の財産が流されておる。こういう例が沢山ありますよ。それから河川局長はいろ／＼の問題があるならば、それはそれで解決したいというような話もしておりますが、そういう問題をここで上げたら沢山ありますよ。恐らく私だけでなく、皆災害地の関係者がおりますから、これを一々上げたらこれは沢山ありますよ。そういうことは一切河川局長分つておるでしよう。分つていいですか。それでは私は申上げますが、たつた一つの例を申上げてもいいのであります。これは利根川の堤防が……。

であります。しかし、私も先程申上げましたように、若干のこの喰い違いのある場合もありますと申上げましたわけでありまして、この事例がどこにあるかということは私も若干は知つておりますのであります。お許しを願いたいと、こう思つておるのであります。併し將來の問題といなしましては、農林省におきましても、亦土地改良事業を大々的にやられるに当りましては、十分我々の方にも連絡を頂きまして、私共の河川改修の問題につきましても、十分連絡をいたすつもりであります。今度河川審議会といふものを作りますから、この審議会におきまして、そういうような治水の問題を論ずるに当りましては、よく農林省の方々にも御出席をお願いいたしまして、改修工事と改良事業との間に間に違ひの起らないよう、十分これに注意して参りたいと存じております。尙先程開拓局長からも申されましたように、水利の問題についても、総合的な見地から、水利の問題は総合調査を進めておるわけであります。そういう方面におきましても、決して農業水利と発電との間に、権限の問題で、ただ力で解決することのないよう、合理的な方法でやるよう進めるつもりでありますから、さよう御了承を願いたい。

やたらに使うし、又技術上のいろいろな齟齬もあり、農民その他の人也非常に迷惑をしておる。これはどうせなんとかしなければならんものだと、いふとになりますて、このことでは私も次官も大臣も同じような考え方であつたと、思つてあります。そこでこの土地改良事業は相当大きい事業でありますから、これにつきましては、建設省といつしましても相当大きい関心を拂われていいわけであります。そこで実は次長さんが見えましたし、次長さんの方にはまあ商賣でやつておられるので、むしろ次官や大臣よりも、次長さんの方が詳しく知つておられるだらうと思つて、質問いたしましたところが、次長さんの方からは、大臣も次官も私共最も憂えるところの繩張り主義的な考え方による答弁以外には何も受け取れなかつたのであります。私はこれは、土地改良法の実施に當つて、非常において重要な問題であると考えるのであります。勿論制度の問題は、本委員会において解説するものではない。本國国会において解説するものではない。制度において解説するものではない。制度が、実際水利なら水利という問題は、どうあらねばならんかということ併し制度の如何に拘わらず、こういう法案が、実際水利なら水利といふ問題は、どうあらねばならんかということが、常識的に決まつているならば、やはり建設省と農林省の間では、それぞれの協議をなされ、この法律が農林省の開拓局の法律であるというようなな場合にならないようにななければならんと思ひます。恐らくこれは次官はどういう答弁をなさるか知りませんが、河川局次長の話では、これは全く農林省の開拓局の法律になつております。そ

れでこの際次官に、これはどうなんですか。ありますから、次官からそうでありますせんという答弁を貰つても、何の役にも立たない。問題は、そちらである法案を、建設省は如何なる方策によつて今後そうでないようにするかというようなことを一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤木正雄君) 今池田委員の御質問ですが、この治水、水利の問題は、実は私在官中にも非常に難儀をしました。私は在官のことと申しますとおかしいですが、その当時すでに農林省の利水事業と、内務省の治水事業を一本にした方がいいじゃないかというよう空氣のときになりました。それで私は、若しもお國のためになるなら、内務省の治水事業は農林省に行つてもいいんじゃないか。又農林省の利水事業は、内務省に來た方がよければ来て貰つた方がいいのではないか。その時に勤任の技師が農林省に轉任になつておも、これはお國のためにしようがないと言つて、私は大分強硬にそういうことに最も論議をした一人であります。今も私はその観念は相變らず持つております。衆議院その他におきまして、両省の関係はどうなつてゐるかとたびたび聽かれましても、お役所はお互にうまく協定をとつておりますと、どの機会でも答えておりました。恐らく今でもそういう答えが或いは私は役所の間にあるかと思ひますが、併し実際の部面におきまして、率直に申しますと、協議はうまく行つてゐると思いません。多くの場合に、どうも今になつて、私が在官中に苦い経験を経ました、それと同じような経験を、又同じような経験を今以て行なつているので

はないかと、うまく両省が協定をして、同じ仕事をするにしても、やつて行くというように行つてはいないのでないかと、今でもそういうことは心配しておりますのでありますからして、その法案に現れたことを實際實現する場合においては、建設省の大いに関係する事件もあると思います。例えて申しますと、北海道の泥炭地区を、これを開墾するにしましても、これはなかなか農林省だけの力でもできんということもありますし、又これは建設省の力だけでもできません。両省が相携えてやらなければいかん。これは實際においてはつきりしております。そういう点は独り北海道のみならず、方々の治水利水を起す上において非常に大きなことであります。でありまするから今直ぐ行政機構を本当の一つの姿に改めることができないにしましても、せめて今日の形においても、今までのようになだらかく運営しておる。両省でうまくやつておるというお座成りの答弁をしたくない。私は成るべく本当の實際の上において一つの農林省の設計を見、或いはこつちの設計を見て貰つて、どうしたらよいかといふところまで持つて行きたい。又そういうところまで持つて行かすようにしたいところいうふうに考えております。

民に対して迷惑をかけて來ておるといふことになるのであります。これはややもすれば一つの政治は一本に運用されなければならんということを、それに便乗しまして、そのときの立場のいい内務省拡充に努力するとか、農林省拡充に努力すると、こういうことが私は却つて問題を深刻にして來ておると思うのであります。つまり私が水利の問題でいろいろこういうようなことを申しますと、もうそんなことにすれば農林省の何々事業が内務省に取られはせんか、という御にも出て來るのであります。又内務省で申しますと、あんなことをすると農林省に仕事が取られてしまうなんということを心配しておる現場の方もあるのであります。こ<sup>う</sup>いう繩張主義は、私はこういう問題の解決をもつと運らして行く、もつと深刻化させて行くと考えるのであります。でありますから私は恐らくこういう問題の解決点はそういう所轄を統一するとか、しないとかいうことにならないじやないかとこう思うのであります。次官は何か今ちよつと氣にかかることを申されますと、次官はこの問題を解決する一つの具体的な方法と、いふものは、農業水利ならば農業水利といふものを、河川問題と結びつけて建設省なら建設省に所管しなければ解決できぬといふお考えをお持ちがどうか、これを一つ伺いたいと思います。

1

いうそんな考へは持つておりません。

○池田恒雄君 私は別に建設省を繁昌させ  
させるために質問するのでもありません  
んし、農林省を繁昌させるために質問す  
するのでもないのです。問題は題  
この問題の解決に、うここのもつづけ

この問題の解決としては、ことなることがあります。この法律の中には三百町歩以上の工事は縣でやる。三千町歩以上は國でやる。そういうことになつておるのであります。そうすると三百町歩以上の水利といたしますと、一ヶ村以 上に跨がる面積になります。こういう大規模な土地改良工事が行われて、これが縣當、又は國當でやることになるのであります。この縣當、國當、つまり我々が、各村が小さく一緒にやる程度のものでなくて、縣當、國當でやらなければならぬというよ ういう程度の問題であります。こういう廣汎な水利事業は、これは當然國當、又は縣當等でやるべきものであつて、とても農民自身の力でやれないのです。これは水利にかかる問題であります。これは当然國當でやるべきであります。この場合私はこういふふうに思ひます。現われていないことがあります。現われていないことはちつとも現われていないのであります。現われていないことは、これは私は非常に困るのであります。

す。そうしてこれはまあ農民側は補助金を呉れとか、何とかして呉れということになるのであります。建設省にいろいろと参拜したり、農林省に参拜したり、これは参拜するだけでも忙しくて、そうして、それらの計画が別々に進んでおるということになります。も、これは農民にとつてよい計画が現われるものでない。そこで私は建設省が持つところの河川の根本的な政策というものを、この法律が将来考えておるものと、日本の農業水利の根本的な設計というようなものとが、何とかこなれば調整されておらなければならん。この法律の出発に当つてそれができておらなければならん。私はこう思うのであります。ただ法律を作つて、助成金を出して、少し百姓を喜ばしてやるうという程度では私は結構でないと考えるのであります。それでこういう國営事業、或いは縣営と申しますか、縣営なんといふものは止めて、すべて國営で宜いじやないか。そういう國営の水利事業について建設省はどういう御施策を持たれるか。これを一つ伺いたい。

こともあります。又これと逆に農林省の方で利水ばかりお考えになつたために治水というものが却つてうまく行つてない。こういう事実もあります。これは今池田委員のおつしやつた通りに両省が一つのそういう大きな問題とともに考えて行く。そうしないと本当に行かない。こういう考えは今持つております。でありますから恐らくそういう法案が出る前に今申した通りに今日農林省に御協議があつたと思ひますが、併しそういう大きな実際問題に当りますて、池田委員のおつしやる通りに、私共も建設省の権限において、或いは建設省の役人が農林省とよく話し合つて、その実際の効果がどこまでも挙がるようにして下さい。こういう考えを持つております。又そぞうべきだと思います。

律によつて土地は改良できないのであります。法律が土地を改良するのじやない、予算及び政策が土地を改良して行くわけであります。でありますから何らかの腹案がなければ、而もこれら國營事業をやるならば、今の予算の建前と公共事業費と睨み合せて建設、農林兩省協同の腹案があるべき筈である。ところがこれは農林省でそれ程の相談も受けないようであるといふうな次官の答弁であります。もう一つは相談しない農林省も私は少々どうかと思うのであります。ところがこれ程國當事業を含む、こう いう種類の内容を含むところの法律案が立派に出ておつて、そうして新聞にも宣傳されておるのに、建設省の方では俺の方で作った法案じやないから相談になれば相談しないという。水に関する法律案は、大臣や次官はなぜ農林省に対して積極的に働きかけをしないか。このことは私は農林省に何か独善的なところがあり、建設省もただ善質的のものを考えておる。そうして國の予算であるとか、或いはその他の政策の運用であるとかいうことは余り考えておらないぢやないかと、こう いうふうに思うのであります。勿論先程開拓局長は建設省とは十分相談しておるというような答弁であったのです。この点は私はこの今後の運営において非常に重大であると思ひますから、これだけを一つお話を願いたいと思うのであります。

対して建設省はどこへをなさるかということを、具体的にどの程度まで協議したかも存じませんが、若しもしていなかつたならば今後は十分すべきであります。法律が出るまでにどういう方針でなさるかということを建設省としても当然研究もし、又御協議もして置くべきことであります。勿論それがなかつたならば、或いはしないかも知れませんが、この点は重々こちらも手落ちだと思います。今後そういうことのないようには必ず私の責任においてはどこまでも協力して行きます。そうして実際に当りましては農林省の遂行なさることについて、又こちらのすることについても向うからも御協力願いたい。

又同時にそういう大きな問題に対しては、実際問題として十分効果が挙るようにしておきたいと思います。今まで申した通りに今までやつた仕事について、十分お互いに仕事が協定してないために十全の効果を挙げていらないというものが沢山ありますからして、そういうことのないようになんか一つやりたいと思つております。

○星一君 私はこの間無機性の話をしました。それで池田君の言うように日本の法律はどうつかといふと無機性で法律はできております。それはドイツ式を持つて來たからであります。それで今法律に関する根本を言うておつたら、なんば時間をかけてもこれは切りがありません。これから日本の法律は有機性にしなければならん。それは専門分業化ということはこのような我々の生活にありつこない。すべては総合だというのだから総合的に法律ができるればいいのだ。こういう無機性の専門分業にできておるその結果、繩張りの

議論も出て来ると思う。それだからこそ日本は世界の称讃を受けるような復興をする上からは、法律を有機性に直して、すべて総合的に協力的にすることに直す外ありません。我々人間は有機性だから、それを間違つておるのだから、そういうふうに根本的に直すことにして、政府もそれを悟つて、そうして池田君もこの辺で外に進むようにしなければ駄目だよ。今無機性で作った法律を言い合つてもどうにもならん、なりません。一般に有機性に、世界の称讃を受けるような法律にしなければならない。そういうふうに一つ行こうじやないか。池田君、そういうようにならなければ駄目だよ。

○池田恒雄君 大臣のこの法律に対する一應の見解を表明するのが当然と思いま

す。質問のあるなしに拘わらず建設大臣のこの重要法案に対する見解を

表明するのが当然だと思います。

○國務大臣(益谷秀次君) 私お呼び出

しになつておつたのであります。電話の故障で、漸く到着いたしました。

從つて池田委員その他の委員各位から

の御質問の要旨を十分納得いたしてい

ないのであります。ただ只今御審議を

願つておるのは土地改良法案であると

いうことを只今ここへ到着しまして承

知いたしたのであります。而して土地

改良法案を御審議願いますにつきまし

て私は存じておるのであります。

○岡村文四郎君 土地改良法案が提出

されまして、その審議のために建設省

から大臣のおいでを願つたわけであり

ますが、池田君が先程から熱心に声を

上げておられる事項であ

ります。そしてこの法案と建設省の

私の所管の事項との関係と申します

が、又この法案に対する建設省の考

えを取つておるかといふことが根本で

あります。それがそうでないもので

す。

○國務大臣(益谷秀次君) 私先程答弁

の際に申上げました通り、ここへ参り

て詳細に打合せもいたし、協議もいた

しておることと存じております。従つ

てこの法案の提出に際して、私の方の

事務局からこういう点はこうだ、こ

の河川の関係省についてはこうである

といふような具体的に私に対して注意

もいたしておりません。又進言もいた

しております。従つて建設省所管の

河川についてはそれと農林省といた

しましては十分に協議を遂げておるも

のと私は存じておるのであります。

○岡村文四郎君 土地改良法案が提出

されまして、その審議のために建設省

から大臣のおいでを願つたわけであり

ますが、池田君が先程から熱心に声を

上げておられる事項であ

ります。そしてこの法案と建設省の

私の所管の事項との関係と申します

が、又この法案に対する建設省の考

えを取つておるかといふことが根本で

あります。それがそうでないもので

す。

○政府委員(伊藤佐君) 只今岡田さん

から御質問にお答え申上げますが、

さつき申上げましたのは、一昨年から

安定本部が中心になりますて、全國の

農地改革とか、いろいろのことをやつ

て行かなければならんということは、

主なる河川につきまして、その河川ご

とに、つまり総合的な利用あるいは治

水、利水の面から見た計画を樹ててお

ります。ただ総合的國土計画を主管いた

しておりまするいろいろの各省に所掌

するのでござります。その中の一環とい

うことは、当然これは農業水利の問

題も入つて参ります。この土地改良法

は、御承知のように、そういうふうな事

業ができるということであります。

それに更に根本になりまするのは、こ

れをこれだけの農業利水が要るとい

うときに、この川から引張つて來ると

いう場合に、今申しました根本的な総

合河川の治水、利水を検討いたしまし

て、その結果これだけの水を引張つ

ればならないと駄目だというので

あります。ただ只今この席へ参りまして

して池田君もこの辺で外に進むように

しなければ駄目だよ。今無機性で作つ

た法律を言い合つてもどうにもなら

ん、なりません。一般に有機性に、世

界の称讃を受けるような法律にしなけ

ればならない。そういうふうに一つ行

こらじやないか。池田君、そういうよ

うにしなければ駄目だよ。

○池田恒雄君 大臣のこの法律に対する

一應の見解を表明するのが当然と思いま

す。質問のあるなしに拘わらず建設大

臣のこの重要法案に対する見解を

表明するのが当然だと思いま

す。

○國務大臣(益谷秀次君) 私お呼び出

しになつておつたのであります。

○岡村文四郎君 土地改良法案が提出

されまして、その審議のために建設省

から大臣のおいでを願つたわけであり

ますが、池田君が先程から熱心に声を

上げておられる事項であ

ります。そしてこの法案と建設省の

私の所管の事項との関係と申します

が、又この法案に対する建設省の考

えを取つておるかといふことが根本で

あります。それがそうでないもので

す。

○政府委員(伊藤佐君) 只今岡田さん

から御質問をお答え申上げますが、

さつき申上げましたのは、一昨年から

安定本部が中心になりますて、全國の

農地改革とか、いろいろのことをやつ

て行かなければならんということは、

主なる河川につきまして、その河川ご

とに、つまり総合的な利用あるいは治

水、利水の面から見た計画を樹ててお

ります。ただ総合的國土計画を主管いた

しておりまするいろいろの各省に所掌

するのでござります。その中の一環とい

うことは、当然これは農業水利の問

題も入つて参ります。この土地改良法

は、御承知のように、そういうふうな事

業ができるということであります。

それに更に根本になりますのは、こ

れをこれだけの農業利水が要るとい

うときに、この川から引張つて來ると

いう場合に、今申しました根本的な総

合河川の治水、利水を検討いたしまし

て、その結果これだけの水を引張つ

ればならないと駄目だというので

あります。ただ只今この席へ参りまして

して池田君もこの辺で外に進むように

しなければ駄目だよ。今無機性で作つ

た法律を言い合つてもどうにもなら

ん、なりません。一般に有機性に、世

界の称讃を受けるような法律にしなけ

ればならない。そういうふうに一つ行

こらじやないか。池田君、そういうよ

うにしなければ駄目だよ。

○池田恒雄君 大臣のこの法律に対する

一應の見解を表明するのが当然と思いま

す。質問のあるなしに拘わらず建設大

臣のこの重要法案に対する見解を

表明するのが当然だと思いま

す。

○國務大臣(益谷秀次君) 私お呼び出

しになつておつたのであります。

○岡村文四郎君 土地改良法案が提出

されまして、その審議のために建設省

から大臣のおいでを願つたわけであり

ますが、池田君が先程から熱心に声を

上げておられる事項であ

ります。そしてこの法案と建設省の

私の所管の事項との関係と申します

が、又この法案に対する建設省の考

えを取つておるかといふことが根本で

あります。それがそうでないもので

す。

○政府委員(伊藤佐君) 只今岡田さん

から御質問をお答え申上げますが、

さつき申上げましたのは、一昨年から

安定本部が中心になりますて、全國の

農地改革とか、いろいろのことをやつ

て行かなければならんということは、

主なる河川につきまして、その河川ご

とに、つまり総合的な利用あるいは治

水、利水の面から見た計画を樹ててお

ります。ただ総合的國土計画を主管いた

しておりまするいろいろの各省に所掌

するのでござります。その中の一環とい

うことは、当然これは農業水利の問

題も入つて参ります。この土地改良法

は、御承知のように、そういうふうな事

業ができるということであります。

それに更に根本になりますのは、こ

れをこれだけの農業利水が要るとい

うときに、この川から引張つて來ると

いう場合に、今申しました根本的な総

合河川の治水、利水を検討いたしまし

て、その結果これだけの水を引張つ

ればならないと駄目だというので

あります。ただ只今この席へ参りまして

して池田君もこの辺で外に進むように

しなければ駄目だよ。今無機性で作つ

た法律を言い合つてもどうにもなら

ん、なりません。一般に有機性に、世

界の称讃を受けるような法律にしなけ

ればならない。そういうふうに一つ行

こらじやないか。池田君、そういうよ

うにしなければ駄目だよ。

○池田恒雄君 大臣のこの法律に対する

一應の見解を表明するのが当然と思いま

す。質問のあるなしに拘わらず建設大

臣のこの重要法案に対する見解を

表明するのが当然だと思いま

す。

○國務大臣(益谷秀次君) 私お呼び出

しになつておつたのであります。

○岡村文四郎君 土地改良法案が提出

されまして、その審議のために建設省

から大臣のおいでを願つたわけであり

ますが、池田君が先程から熱心に声を

上げておられる事項であ

ります。そしてこの法案と建設省の

私の所管の事項との関係と申します

が、又この法案に対する建設省の考

えを取つておるかといふことが根本で

あります。それがそうでないもので

す。

○政府委員(伊藤佐君) 只今岡田さん

から御質問をお答え申上げますが、

さつき申上げましたのは、一昨年から

安定本部が中心になりますて、全國の

農地改革とか、いろいろのことをやつ

て行かなければならんということは、

主なる河川につきまして、その河川ご

とに、つまり総合的な利用あるいは治

水、利水の面から見た計画を樹ててお

ります。ただ総合的國土計画を主管いた

しておりまするいろいろの各省に所掌

するのでござります。その中の一環とい

うことは、当然これは農業水利の問

題も入つて参ります。この土地改良法

は、御承知のように、そういうふうな事

業ができるということであります。

それに更に根本になりますのは、こ

れをこれだけの農業利水が要るとい

うときに、この川から引張つて來ると

いう場合に、今申しました根本的な総

合河川の治水、利水を検討いたしまし

て、その結果これだけの水を引張つ

ればならないと駄目だというので

あります。ただ只今この席へ参りまして

して池田君もこの辺で外に進むように

しなければ駄目だよ。今無機性で作つ

た法律を言い合つてもどうにもなら

ん、なりません。一般に有機性に、世

界の称讃を受けるような法律にしなけ

ればならない。そういうふうに一つ行

こらじやないか。池田君、そういうよ

うにしなければ駄目だよ。

○池田恒雄君 大臣のこの法律に対する

一應の見解を表明するのが当然と思いま

す。質問のあるなしに拘わらず建設大

臣のこの重要法案に対する見解を

表明のが当然だと思いま

す。

○國務大臣(益谷秀次君) 私お呼び出

しになつておつたのであります。

○岡村文四郎君 土地改良法案が提出

な特殊区域を定めまして、その総合

的開発、林産とか、水産とか、地下資源というような、主としてものを開発する、その総合計画を樹立せられて、安本が中心になつて所管の役所が寄り集つて計画を樹立しておることは承知いたしております。これを段々と廣く

りつあると、こういうことであります  
が、その建設省においてすでに立て  
られておりますそれらの河川につきま  
して、総合的な見地からこの土地改良  
の計画が具体的に農林省の方で進めら  
れつつあるかどうか、その点をお伺い  
したいと思います。

○國務大臣(益谷秀次君) 私の中上は  
た十大河川でありましたか、九大河川  
を、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十と  
並んで、

ましては、全國の各大きい川を取上げまして、この川を治水の方面から研究をいたして、治水の方面から研究いたしまするから、各自從つて山林にも研究は及ばなければなりません。いろいろ研究いたして、そうしてこれは各所管の方面と緊密なる連絡を取つて河川の、いわゆる私の方から申しますると、治水の目的を達成しようというので、最近全國最も大きい、だしか九つでありまするが、利根川、北上川その他全國十大河川でありましたか、九大河川でありますたか、これに対する根本的の計画は樹立いたしたのであります。従つてそのためにはどれだけの耕地面積が救われ、どれだけの耕地面積の災害を防止するというようなことも、おのずから研究の対象となるのであります。私の承知いたしておりますのは只今申上げた程度であります。

合計画ではございません。治水の方面から利根川に対しても如何にして治水計画をいたし、完全な治水計画を実行することができるかというその計画を立てておるのであります。そうしてその計画に副うて治水の目的を達成しようと、いろいろで進んでおりますが、計画を立て実行はこれに遺憾ながら伴つております。ただ大きい河川に対する治水計画を建てて実行する際には、おのづから緊密な連絡をとつて参らなければならぬことになりますれば、おのづから緊密な連絡をとつて参らなければならぬことになります。先に申しました恐らくは安本が中心になつておると農林省の事務当局が仰せになつた通り、総合開発の点は、これは安本が中心になつて各省が集まりまして、そうちしておのづ取り上げて行くべき仕事を取上げて行くという建前になつております。これと只今後に申しました大きな河川に対する治水計画は、それと同時に農業の改良方面をやるというような域にまでまだ参つておりません。

要》，一九三四年在《创造社》上发表，当时的译名是《水仙花》。

は政府として怠慢であろうと私は思うのであります。この法案は勿論前の土地改良についてのいろいろな法律案から見れば、非常にいいと思うのであります。が、予算の面におきまして裏付がないという点で、いろいろ御論議がないといふ点で、いろいろ御論議がなされておつたのであります。が、その点において先ず片方の目がない、そうしてこの法律の基礎をなすべき土地改良についての総合的な計画、例えば三ヶ年計画でも五ヶ年計画でも、或いは十ヶ年計画でもよろしい、そういうものができておらないという点において、これは他の片方の目もないというようなことでありまして、画龍点睛を欠くというか、両方の目的ないことになつておるのであります。こういうようなわけでございまして、私共はその実体が未だ併なつておらないという点において極めて不満なのでございます。至急にそういう計画を立てて頂いて、この土地改良法案が実際の生きたものとして、單に個々の水利組合等の、或いは耕地水利組合等の統合ということではなくて、組合が中心となつて日本の農業の建直しを指導していく、これを先頭に立つてやつて行くというような見地からの仕事をして頂きたいと、こう考へるのであります。これを以て私の

るならば、建設省はどこまでもこれに御協力する、これは技術の上におきましても、或いはすべての点におきましても、亦総合開発の見地からいたしまして、仮に建設省でやる治水そのものがこの開拓と密接な関係があるならば、やはり直ぐ治水で堤防を作つて、同時にそれから用水を作りまして、その用水は直ぐこの開拓の方に利用されるようを持つて行かなければならん。そこまで持つて行つて初めてこれが本当に生きたものになると思います。でありますから我々は先程申した通りに、いよ／＼これが法案が成立して、それが実施される場合には建設省をいたしましても、こちらの分つたことは皆申上げます。又農林省の御計画も十分聽いて、これが本当に効果のあるよう、そういうふうに実際まで運用したい、今まで先程から申した通りやもすると兩省がうまく協議しておるといつても、うまく実際行つていいないというものが沢山ありますから、そういうことのないよう特に注意して行きたい、これを申上げます。

とは不可欠であります。體えて申しますと、幾ら治水をやりましても先程述べた通りに、その水を仮に直ぐ開墾方に持つて行くことができるならば、これはいわゆる利水になります。又水事業をなされましても、それをなさるときに一つの堤防を築いて、それはやはり水害を防ぐということになるので治水になります。でありますからして同じ一つの水を治水と利水とこれが二つに分けるということは不可能であります。どうしても一貫して初めてその完全な効用を發揮する、いわゆる水の害を除いて、本当にこれを有利に利用するということを持つて行つてこそ、我々の職分が果せる、こう思つておられます。

のものが國切持いと 振大られ りそ用水水あをしのはさ利 の申す

質問を終ります

一環である、こういうふうに解釈して

○政府委員(赤木正雄君) 先程から大臣もお答えになりましたが、今岡田さんの御質問がありましたが通り、この法案ができるましても、実際これの立派な運営、これをどうするかという問題になつて来ますと、個々の場合において

おるのであります。従つて土地改良における水利の問題、この問題もやはり治水の一環である、こういうふうに私は考えてこの法案を審議しておるのであります。が、そういう私の考えは建設省当局の考え方と一致しておるかどうか



が、それに対する別途何らかの水温上昇の施設を講じなくちやならん場合に、これは從來何らの過失なくして善意に平常の温度の水を取つておつた農民に負担をかけるということは、これは私は理窟から申しましても、實際から申しましても、如何にも不合理であると存じます。従いましてそういう場合におきましては、発電の方とそれからどうしてもそれがやれない場合には、國が何らかの施設を講すべきものとかように考へておる次第でござります。

○星一君 この際質疑を打切ることの動議を提出いたします。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○理事(藤野繁雄君) 只今の星さんの動議に御賛成のようでありますから、土地改良法案及び土地改良施行法案に対する質疑を打切ることにいたしました。それではこれで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時五十五分開会  
○委員長(補見義男君) 休憩前に引続いて委員会を開きます。農地調整法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。速記を止めて。

午後二時五十六分速記中止

午後三時四十四分速記開始

○委員長(補見義男君) 速記を始めます。岡田さん地代に関する質問がありましら、簡単に要領よくやつて頂きたいと思います。

○岡田宗司君 私は田邊農地部長においてお伺いますが、先程政務次官の言われましたことは、大臣の言われたことを敷衍されたものと思うのであります

が、農地改革を施行するに当たりまして、地代問題について、これは金納にして、當時の米價によつて石七十五円として、國が何らかの施設を講じなくてはならないと申します。如何にも不合理であると存じます。従いましてそういう場合におきましては、発電の方とそれからどうしてもそれがやれない場合は、國が何らかの施設を講すべきものとかのように考へておる次第でござります。

○説明員(田邊勝正君)

それでは極く

簡単に私達が考へておる地代論といいますか、小作料の概念についてお話しをしたいと思いますが、これは非常に

客観的情勢によつてすべてのものが変つて参りますから、そのときそのときの小作料がどうであるかということに

ついての答弁はここではできないと思ひますが、大体これはいろいろ地代論の学説があります。簡単にこうだといふわけに行きませんが、私達が今考へておる地代論というものは、結局自作農の場合にいろいろの生産費を出して、米を作つてそうしてその米を賣拂つて收入というものがりますが、そ

のなかいろいろな生産費といふものを、肥料とかその他一般の生産費、租税も入りますが、それらのものを全部差引いた後で何ものかが残るというものを、私達はこれが純地代と言つてお

ります。又小作料の場合に準地代本當の地代じやなくして小作料に準ずる地代と言つておりますが、その小作料の実際にできる地代といふものは、これ

は土地の所有権に基いてこれが発生するのであるから、この地代といふのは、それは地主が、所有権を持つておるものであるから、この地代といふものがあるのです。それで、

この程度資料が集つて、大体上げなければならんという見通しがついておる

けれども、税金は上る、生産費も上ると

おきましては地主が負担しておるわけではありませんが、日本におきましては永後づつと動かさない。動かさないのは、耕作者が大体負担をしておるわけではありませんが、日本におきましては永後づつと動かさない。動かさないのは、耕作者が大体負担をしておるわけではありませんが、日本におきましては永後づつと動かさない。動かさないのは、耕作者が大体負担をしておるわけではありませんが、日本におきましては永後づつと動かさない。動かさないのは、耕作者が大体負担をしておるわけ

けであります。でありますから、その純地代部分に今言つたような直接掛つて来る土地そのものの租税について地主が負担しておれば、それをその上に加算することと、尙一方小作人には利潤といふものを見なければいけませんが、それを控除したものが大体これは

小作料であつて、これはいろいろアタターが變つて來てもその理論においては一貫して、それによつて決めらるべきものであるという觀念で進んでおるのであります。そういう觀念で一番初めに農地改革をやるときにつき我々は

決めたのであります。その後の物價体制とかいろいろの変動を見て参りま

すと、大体米價の引上げといふものは、何も地主の農業利潤を増すために上げたのでなくて、大体生産費が非常に膨脹しておるということでだん／＼上げて來たわけである。農民はやはりかつてこれまでのものと見当は合つてどれだけ上がるかという見当はここ

で申上げるわけに行きませんが、併しつてどれだけ上がるかという見当はここ

で申上げるわけに行きませんが、併しつてどれだけ上がるかという見当はここ

を考へておるのであります。少々に先程言つた準地代といふものと、恐らくすでにその中の先程言つた

地主の負担を軽減するという意味でなければ、今日は小作料は上げないといふことを、やつぱりはつきりされて行

われたことと矛盾するよう思ひますから、その意味におきましてこの小作料を我々は、そういう事実がありとすれば、その点までは引上げることが小

作料の合理化ではなくらうかというこ

とを考へておるのであります。少々に先程言つた準地代といふものと、恐らくすでにその中の先程言つた

地主の負担を軽減するという意味でなければ、今日は小作料は上げないといふことを、やつぱりはつきりされて行

われたことと矛盾するよう思ひますから、その意味におきましてこの小作料を我々は、そういう事実がありとすれば、今日は小作料は上げないといふことを、やつぱりはつきりされて行

われたことと矛盾するよう思ひますから、その意味におきましてこの小作料を我々は、そういう事実がありとすれば、その点までは引上げることが小

作料の合理化ではなくらうかといふことを考へておるのであります。少々に先程言つた準地代といふものと、恐らくすでにその中の先程言つた

地主の負担を軽減するという意味でなければ、今日は小作料は上げないといふことを、やつぱりはつきりされて行

われたことと矛盾するよう思ひますから、その意味におきましてこの小作料を我々は、そういう事実がありとすれば、今日は小作料は上げないといふことを、やつぱりはつきりされて行

われたことと矛盾するよう思ひますから、その意味におきましてこの小作料を我々は、そういう事実がありとすれば、今日は小作料は上げないといふことを、やつぱりはつきりされて行

われたことと矛盾するよう思ひますから、その意味におきましてこの小作料を我々は、そういう事実がありとすれば、今日は小作料は上げないといふことを、やつぱりはつきりされて行

討をしたいと思います。

○説明員(田邊勝正君) それはどうもここで申上げますと、尚幾多いいろいろな混乱を起す虞がありまして、却つてはつきり方針が決つた場合にいたしませんと大臣の話が新聞に出たことが問題になりましたように混乱を起す虞がありますから、確実に内容自身ができたときに御相談申上げたいと思つております。

○岡田宗司君 この新らしい小作料の基準がこれは中央農地委員会に付議いたしまして、決定いたすのでございましたが、それは政府のただ一方的な命令ですか。それは政府のただ一方的な命令といいますか、それで行われるのですか。この点一つはつきりして頂きました。

○説明員(田邊勝正君) それは中央農地委員会に御相談申上げます。すでにこの前にも中央農地委員会にいろいろそういう方面の情勢をお話したと私思つております。岡田さんはあのとき御出席にならなかつたと思ひますが、お話を申上げております。但し現在は農地委員会が休止の状態になつておりますから、これは新らしくできれば新らしい委員会にかけてお詣り申上げたいと思つております。

○岡田宗司君 新らしい農地委員会はそれについてどれだけの権限を持つかお伺いをしたい。例えば諮問機関であつて政府から説明されて論議はしたけれども、政府はそのまま行うのか、それとも中央農地委員会においてそれをいかんということになりましたならば、政府はそれを改訂し得るのか、その点はつきりして頂きたいと思いまます。

○説明員(田邊勝正君) それは從來

農地委員会の制度によりましても農林大臣の諸問機関に過ぎないのであります。併しながら我々は諸問機関である

が故にその意見を聴く見るようにことは決していたしません。これは十分にその意見を尊重して実際に即するようになります。

○門田定藏君 尚田邊技官のお話でよく分りましたですが、中央農地委員会で決定された小作料の決定について、尙今度は農林委員会に諸つて貰て、この小作料の決定には農林委員会の決議によつて決定することを、委員長として一つこれを強化して政府の方に交渉して貰うこと私は希望條件として打切ります。

○委員長(楠見義男君) 大体質疑はこれで終了したものと認めまして、これから農地調整法の一部を改正する等の法律案について討論採決に入りたいと存ります。御意見のあります方はどうぞ始めを願います。

○藤野繁雄君 私は農地調整法の一部を改正する法律案について次の希望條件をつけて賛成したいと思うのであります。

農地委員の選挙はできるだけ全村選舉にするように努められたいたい。次には農地の異動が昭和二十年十一月二十三日に限定されておりますが、現在では、これをそのまま据え置くと方法で農地の再分配をする。そして食糧の増産に資するというようにして貰いたいと思うのであります。

○池田恒雄君 私はこの農地調整法を改正する法案は、時期尚早だと思うの

です。それで私は今のところ改正するわけであります。私は小作料をいつまでも下げて置けというような暴論は吐は決していたしません。これは十分に理由を簡単に申しますと、どないこ

とになるわけであります。併し縣知事に無理があつたと思うのです。強制的に國家が買上げるということ、それが自由主義的な今は無理だというこ

とになるわけであります。併し縣知事の農地調整法の中には法律として非常

に無理があつたと思うのです。強制的に買上げるといふこと、それ自体が自由主義的な今は無理だというこ

とになるわけであります。併し縣知事の許可がなければ、土地を取上げてはならないとか、いろいろなこういう拘束規定はとにかく一應無理があるのです。併しこういう無理な規定があることは、やはり短期間に一つの土地制度を改革するというための法律案について討論採決に入りたいと存ります。御意見のあります方はどうぞ始めを願います。

○委員長(楠見義男君) 大体質疑はここまでそろい、初めに規定されたところの規定をこの際取り外す段階に來ておるかどうかということがあります。成る程農林省が言うように土地改革は一段落して來たと申し上げをしないでも、今日農村では一反歩の小作料五百円拂つておる小作人があります。こういうことを私に必要であつたからだと私は思うのであります。こういうことを私に必要であつたからだと私は思うのであります。そこで、それで、法律案について討論採決に入りたいと存ります。御意見のあります方はどうぞ始めを願います。

農地委員の選挙はできるだけ全村選舉にするように努められたいたい。次には農地の異動が昭和二十年十一月二十三日に限定されておりますが、現在では、これをそのまま据え置くと方法で農地の再分配をする。そして食糧の増産に資するというようにして貰いたいと思うのであります。

○岡田宗司君 新らしい農地委員会はそれについてどれだけの権限を持つかお伺いをしたい。例えば諮問機関であつて政府から説明されて論議はしたけれども、政府はそのまま行うのか、それとも中央農地委員会においてそれをいかんということになりましたならば、政府はそれを改訂し得るのか、その点はつきりして頂きたいと思いまます。

○説明員(田邊勝正君) それは從来

くして逆行さして行くような政府の意図が今度の法律改正の場合においても強く現われておるのであります。それで私はこの二つの

元帥に対しして土地の基本的な改革の方針について概略的に見ましても、その方向がやろうとする農地改革の方向が極東委員会が、日本政府に対して命じておられます農地改革指令並びに農民解放に関する覚書等に反するよう

て先般極東委員会からマッカーサー元帥に対しして土地の基本的な改革の方針について概略的に見ましても、その方向がやろうとする農地改革の方向が極東委員会が、日本政府に対して命じておられます農地改革指令が出されたものも、現内閣がやろうとする農地改革の方向が実は自作農創設に名を藉りて、地主制度を復活させようとする危険が相当見えて來ておる。私はそう

いう方面に対する警告的な指令ではなかつたのであるか、こういうふうに改革の方向が実は自作農創設に名を藉りて、地主制度を復活させようとする

改革の方向がやろうとする農地改革の方向が極東委員会が、日本政府に対して命じておられます農地改革指令が出ており、法律改正をやつて今までのいふるいの不自由な規定やなんかは改正して行くということにしなければならぬと存ります。成る程農林省が言うように土地改革は一段落して來たと申し上げをしないでも、今日農村では一反歩の小作料五百円拂つておる小作人があります。こういうことを私に必要であつたからだと私は思うのであります。こういうことを私に必要であつたからだと私は思うのであります。そこで、それで、法律案について討論採決に入りたいと存ります。御意見のあります方はどうぞ始めを願います。

農地委員の選挙はできるだけ全村選舉にするように努められたいたい。次には農地の異動が昭和二十年十一月二十三日に限定されておりますが、現在では、これをそのまま据え置くと方法で農地の再分配をする。そして食糧の増産に資するというようにして貰いたいと思うのであります。

○板野勝次君 私も同様に農地調整法の一部改正の案に対しては賛成できな

ら、一定基準以下のものを切り捨てる  
というふうなことは、ただ適正自作  
農家を作つて行くということに、主眼  
が置かれて来て、零細な農家を集團化  
させて行き、そうして集團耕作を通して  
農業生産を発展させて行くという意  
図が全くない。その中に窺われるもの  
は全く反動的な意図のみだ。こういう  
ことを指摘することができると思うの  
であります。

いところであつた。これは少くとも農地委員会といふものが決定権を持ち、農地委員会が決議機関として農林大臣はその決議されたものに対する執行をやつて行けばいい、こういうふうに、從来の農地委員会に対する農林大臣の關係等から見ましても、どうしても農地委員会が大きな権限を持つて来るその必要があると思うのであります。

次に小作料等の改訂手続が簡易化された。これは誠に遺憾な点でありまして、これこそ眞に農民解放を逆行させて行き、再び我が國に農奴制度を作らんとする芽をここに植え付けようとする全く反動的な意図を示しておると思うのであります。殊にこの小作料等の改訂手続の簡易化をして参りますことは、小作料を現在法律で定めております程度にまで引上げて来る、こういう結果になつて参りましたならば、一方において食糧確保臨時措置法によつて、農民は供出を強要されておる、他方面におきましては税金をひどい

に取上げられて来る、そうして又高額な小作料を取上げられて来る、こういう形になるのでありますて、小作料等の改訂手続の簡易化の場合におきましても、これは小作人に対する不利益を除くべきでありますて、そぞう精神がこの中には含まれてゐない。これは民自覚がその絶対多数を説いて、新聞紙上にも現われました。小作料の値上を一步一步露骨に進めて地主の意図を示すものでありますて、外濠を埋めながら内濠も埋めてしまつて、そうして農地改革を逆行し地主の意図を示すものでありますて、しか見ることができないのであります。ところがすでに皆様も御存じのとく、現在の在村地主の所有しておられる面積はもう極めて猫の額ほどあります。ところがすでに皆様も御存じのものでありまして何らこれで地主を復活しなければならない理由を、むしろこの際こういう零細地主ばかりがいることがありますて、何らこれで地主の面積を拡大するようになります。ところが、結果になつてしまふ、それよりもこの不法な土地の取上、農村における紛糾の禍根を断ち切るために、もはや土地の取上をますます拡大する結果になつてしまふ、それよりもこの不法な土地の取上、農村における紛糾の禍根を断ち切るためには、もはや料金に寄生しながら地主が生存してゐるような条件が全く農村にはないのです。そのためには、零細地主の土地を正当に改訂して、政府はすでに第三次農地改革はやらないと言つておりますけれども、このような紛糾の禍根を断ち切るために、もはや料金でつまり納得の行くような價格おいて買上げて行く、こういうこととなりましたならば、小作料等の改訂の範囲化等をする必要はない、毫

に取上げられて来る、そうして又高額な小作料を取上げられて来る、こういう形になるのでありますて、小作料等の改訂手続の簡易化の場合におきましても、これは小作人に對して不利益になるような処置はとらない、こうした積極的な規定を設けて耕農民に対する不安を除くべきであります。しかし精神がこの中には含まれていません。これは民自觉がその絶対多数を説いてゐながら、新聞紙上にも現われました。小作料の値上を一步一歩露骨に進めて行く意図を示すものでありますて、外濠を埋めながら内濠も埋めてしまつて、そうして農地改革を行ひ地主制

ないわけであります。従つて我が党はこの第三次農地改革の徹底化を主張しますと共に、零細地主が持つておりますところの所有を國家において適当な價格において買上げる、そういう方向において農地改革を徹底すべきであるということを主張するわけであります。更に小作調停制度の改正点の問題であります、これが又すでにこのようないわゆる長物でありまして、このようなものは撤廃されるべきものである、こうしたこととを主張したいのであります。

す。しかし、つま先で立派な「おはな」の舌形が出来  
てあります。これが又すでにこのようない  
小作調停制度のごときはもはや今日は  
無用の長物でありまして、このような  
ものは撤廃されるべきものである、こ  
ういうことを主張したいのであります。

しても、依然として民自党は注意深くして、この範囲を拡大することによって、ここにも亦地主制度の復活を企てるのであります。このようなな地改革に逆行して行く方向に対しましては、我が党は断じて賛成することができないのであります。この改正案を通して結論的に申上げますと、ならば、第三次農地改革をやる意図がないばかりでなく、今まで積上げて來て苦労した農地改革を逆行させ、地主制度を温存させ、更に地主制度を存続させることを付説いたしまして、反対の討論に代える次第であります。

○委員長(楠見義男君) 多数を以ちまして本法律案は原案通り可決することに決定いたしました。尙多数賛成の方の御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

藤野 繁雄	加賀 操
國井 淳一	平沼彌太郎
北村 一男	
石川 雄吉	
柴田 政次	岡村文四郎
	赤澤 與仁
	二

○委員長(楠見義男君) それから委員長の本会議における報告は例によつて御了承を願います。

ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(楠見義男君) それでは只今  
から「農業災害補償法」の一部を改正す  
る法律案」を議題に供します。この法  
律案は衆議院におきまして 小笠原八  
十美君外二十四名の議員の方々から提  
案せられた法律案でありますて、衆議  
院で可決の上本院に廻付して参りま  
した。これからこの法律案につきまし  
て、提案者の坂本實君から、この提案  
の理由を伺うことにいたします。

農業災害補償法の実施初年度に当る昭和二十三年度においては、偶々大平洋岸一帯を襲つたユーニス、アイオーン台風による風水害を初めとして各地に農業灾害の発生をみ、そのため其の支拂総額は、農作物、蚕繭、家畜を合せまして實に三十億円に達せん。

は、死活の間にある農家生活を救い、肥料、資材、薬剤等の購入を通じまして農業生産力を維持し、これが延いては、食糧増産を推進し、経済九原則の実現に大いに貢献するところとなつたのであります。以上実施初年度における実績を顧み、併せて今後における農村経済発展の方途を考えますと、農業経営の安定と農業生産力の確保を窮屈の目標とする農業災害補償制度の重要性は、愈々その度を高めるに至つたことを痛感いたし、この際本制度の一端の完璧を期して、この法案を提案する次第であります。

災害補償法制定の附帯事項となつておきりますし、又旧農業保障法の下におきましても共済事業を総合的に実施しておきまして相当の実績を記録いたしております。これらの事実にも鑑みまして、この法律案では、現行の政府が再保險を行います農作物、蚕繭及び家畜についての農業共済團体の必須共済事業の外に、團体限りにおいて任意に行うことができるものとして、地元の特殊農作物、建物、農機具、輸送業における家畜等を対象とする共済事業を加えたのであります。

第二は、牛馬を死亡廃用共済に付する義務に関する事項であります。

内容に関する事項等につきまして、総会に代つて議決することができるものといたしたのであります。

第四は、農業共済保険組合の名称の変更に関する事項であります。

現行法が使用しております都道府県の「農業、共済保険組合」という名称は、市町村の農業共済組合の共済責任を保険するという同團体の事業の性質から名附けられたものでありますが、この法律案におきましては、「農業共済保険組合」を「農業共済組合連合会」といふ名称に改め、農家が直接組織する市町村の農業共済組合の連合体であるとし、組織上の関連を明確に表現することとしたし、事業運営の便宜を考慮い

点に対して二点程お尋ねいたしたいと思います。それは第百二十六條に「國の改良、開発、保全又は集團化を行ふ者に対して補助金を交付することができる。」これは先般來から問題になつておることでありますけれども、これがあくまでも交付することができるふうな消極的な規定であります場合には非常に困るのでありますて、どうしてもこれは補助金を交付するのだという前提の下になされなければ困ります。法案の第三十條に「左に掲げる事項は、総合の議決を経なければならぬ。」というのでこの第一項第六号に「賦課金及び夫役現品の賦課徴收

さないけれども、夫役にも應じなければならぬ、現品も出さなきやならん、こういうことになりまして、非常な負担となつて来る。一方にのみ政府の方には法案の百二十六條で消極的なこれは規定になつてゐる。國家が一方において助成するならば、その助成に対應して今度は組合員の方は……、それは夫役に應ずるのもいいでしよう。或る程度の金錢も亦止むを得ないといふ場合もありましうけれども、一方において積極的な規定のない場合に、この組合の議決によつてやれば、それは相当余裕のある人、そういう人はできるでありますようけれども、中以下の者はできないことになつて來ると、そ

現行法では、農業共済組合の共済事業は、米麦等主要食糧農作物を対象とする農作物共済奨励を対象とする奨励共済及び牛、馬、山羊、めん羊、種豚を対象とする家畜共済に限定されるのでありますが、農地改革による創設せられた自作農家が蒙る災害による損失を保償して、その経営の自立を維持し、併せて、農村民主化の基礎を確保し、農業生産力の発展を推進しなければならないところの農業災害補償制度といたしましては、現行の事業を実施していくなければならないと考えるのであります。このことは、逸早く、第一國会において指摘されたところであり、農業

且つ高價な農業生産手段でもあります。一方で、その死亡に因る農家の損失は、直ちに農業經營に決定的打撃を與え、それに伴う被綻の原因となつてゐる現状に鑑みまして、農家が無理なく加入できる樹立金負担の範囲内において、総会の議決を経て牛馬を死亡隣用共済に付すべきものとのいたしたのであります。

第三は、農業共済組合の総代会に関する事項であります。

現行法では、市町村の農業共済組合の総代会に関する規定がございませんので、農民の方々は、農繁期におきましても、再三開催されます臨時総会に、その都度自ら出席しなければならないのです。このことは、事実上困難があるので、農業共済組合に、三十人以上の点を是正いたしまして、この法律案では、農業共済組合に、三十人以上の総代からなる総代会を設け得るものとし、共済金額・共済掛金等共済事業

たしたのであります。  
以上がこの法律案の大体の骨子であります。何れも熱烈な地方の要望のある緊急事項でありますと共に、本制度の血肉となる重要事項でありますから、慎重御審議の上御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

「收の方法」これが決められることになりますので、勢いこれが第三十  
六條と関連しまして、「土地改良区は、定款の定めるところにより、その  
事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員  
に対し金錢、夫役又は現品を賦課徴収することができる。」こういうふうにな  
つて来てまして、これで若し総会が決定して参りましたならば、法案の第百  
二十六條によつて補助金を交付することができる。こういう消極規定になつ  
ておりますために、現在の予算の状況では補助金が先ず來ないものというう  
とが予想されると思ひます。そういうふうに総会で、賦課徴収ができる  
のだということになりましたなら、改良区の構成しておる組合員の全体殊の  
中農以下のものがこの総会の決定によつてそれを決してしまつて、そういう  
品を賦課徴収するということが決定されまつたなら、これが強制力を持つて  
来る。そういうことになると金錢は出

ういたしますと徒らに土地改良の負担をもう農民全体が負うのじやないか。この点について……。

○政府委員(伊藤佐君) 只今の板野さんの御質問は一面御尤もに存じますが、この土地改良区は保護できるものであります。それで現在のところでは御指摘のような確かに予算が今年の予算に伴つておらん分がございますが、飽くまでこれは自主的にできる組合でござりますので、先般來いろ／＼と御指摘のありましたように、直ちにそれではこの法律ができても現在の予算では土地改良事業の促進ができるんではないか、こういつたような面についての点には触れるかも知れませんですが、その場合には結局事業が差当りぞくぞく興るということでなしに、政府から補助金を貰わなくてもやつて行けるだらうといったような、これは私は少數であろうと思いますが、そういうたよななものにつきましては、独自でやつて行きましようし、どうしても貰わな

ければできないといったようなものに  
つきましては、今後の補助金との見合  
におきまして、そういうふたよの組合

れたので非常に不安だと思います。  
○政府委員(伊藤佐君) 先程も申上  
ました通り、現状におきましては補  
金がございませんので、現在発足す  
土地改良組合としうものにつきまし

は土地が改良されたけれども、收穫は取上げられて來るということでは農民自身に対する利益とはならない。將來供出の制度というものがもう少し民主的に改善されれば、それと併行してこれがなされればそれは承服できるのです。当面の状態においては決して直接

○政府委員(伊藤佐君) 最近の法制では全部こういつたようなことは裁判所になつてはいるのであります。その例にならいましたのであります。

この解散命令をするのは裁判所だということになつていますが、何故裁判所にしたのですか。

いますが、御意見のある方は御発表を頂きます。

○藤野繁雄君　只今議題となりました土地改良法案及び土地改良施行法案につきましては、次の三点を希望いたしまして賛成いたすものであります。前  
ち第一点は土地改良事業及び災害復旧

が、この賦課徵収ができるということになれば、定款に基いて一定数があればできる。井ノ零田はそこに対する

いたしますためにも、できるだけ補助金を早い機会に取るなり、或いは長期低利の融資を受けなくちやならん、それによつてこの事業を伸ばして行かなければならんと考へております。それから専門の組合員から夫役、現

それから一方において先程のはどうも理解付かないのですが、例えばこれは賦課徴収することができるけれども、片一方にも現状によつてそれ程供出を強制、いやが應でも取上げる。つまり賦課を決定しても今の状態の下においては、或る限度そういう賦課徴収の問題が緩和されるという規定がないと、

たと思うのです。そうしたところが一番大事な大蔵大臣がちよつと顔を見せただけでもう帰つてしまつたわけなんですね。若しその後における金融措置一般の見通しが幾らか付いておるといううなことならば、できますれば、政務次官からでもよろしくございますが、これは全く、そういう方面的融通が無

重要な資材の確保に十分に努力せられたいのであります。第二点は土地改良事業及び災害復旧事業は、事業の性質上特に長期低利資金を必要とするものでありますから、事業の速やかな遂行を期するために、これらの資金融通の途を講ぜられたいのであります。第三点は土地改良事業につきましては過去の実績に顧みますれば、往々にして事業計画に欠陥があつたため、失敗に陥

たしましては、こういう場合には結局  
借入金なり、何なり相当長期の金を借り  
りてやつて行かねばならんと思います  
るし、父政府といたしましても、そういう  
ものに対しましては、補助金の外に

け負担力もあるものであると申します  
か、一方から申しますれば負担は多く、  
なつて來るのであります、利益も多

て、強制力を持たさなければならぬのかどうか。賦課徵收の問題……。

われましたところでは、一昨日と現在ではさ程変つておりませんが、ただ今朝も天然資源局の方に交渉いたしました結果、強力に推すということになつておりますし、明朝から向うの内部で

に当りましては、知識を有する技術者をして、実地につき事業計画を十分に検討せしめ、又実施中も常に指導をならず万全を期するように特に留意せられたい 것입니다。以上の三点に付して法の改正を要するものは速やかにして法的措置を講ぜられたいと思うのです。

ということは、農民の個々の組合員が負担をされるのだということが、これは規定されてあると思いますが、その

○板野勝次君 その條文の説明は一應  
分るのですけれども、例えば土地が受

ければならんと思ひます。但し賦課徵收する方法は必ずしもその都度、或いはその年度内とか何とかいうふうなことは

○委員長(楠見義男君) 大体質疑も終了したように思いますが、質疑はこの程度にして打切りたいと思いまが、御異議ございませんか。

○板野勝次君 私はこの土地改良法案に對しましては、できるだけ賛成する途を見出したいと苦慮したのでありますけれども、この全体を通じまして、どうしても賛成することができない。

についても、金融の粹といふものが、先日も安本長官も聞き、農林大臣にも聞いてみて金融の措置が極めて困難な立場にある。而もそれは當てにならぬし対日援助見返資金を當てにするより外ない、こういふようなことが説明さ

る。それに対しては又供出が課せられて来る。そうすると超過供出の場合においてもなか／＼利益にはならない。そうすると当面の農村の状態において

うでありますたし、又今後もそろいそろ  
ことでやらなければなるまいと考えて  
おります。

いたしました。これから土地改良法案を一括して議題にいたしまして討論採決に入りたいと思います。最初に討論に移りたいと思

その一つの理由は勿論この土地改良法の法案に現われましたものは、非常に改良的な面を持つていてごとく整備されておるのであります。これは

官僚が力を持つておるために却つてこれは悪用されている表現ではなかろうか、こういふふうに思うのであります。従つてこの法案が農野委員も指摘されましたように、予算措置等が削られてしまつてゐる現在殆んど意味がない。予算の裏付があつて初めてこの法案が活きて來るのである。従つて勿論我々は政府が速やかなる予算措置をとられるといふことを希望するものであります。が、そういう措置なしにやりますことは、この法案が國会を通過いたしまして、これによつて農民は一種の幻想を持つて、何か土地改良ができるんだという幻想を持つつに違ひないのでありますけれども、これの中を一貫して流れおくるものは、受益者負担金制度の設定によつて、事業費の負担を農民に押し付けようとしておる。この意図以外に何も見出すことができないわけであります。そういたしますと、農村の現状はすでに質問の際に繰返し申しましたように、事業費の負担を負うだけの能力がなくなつて來ておる。従つてそういう状態の下において、農民に押しつけて参りますならば、農民は一方において裸供出で困窮し、もう土地を捨てて逃げ出しても行かなければならぬといふふうな形になつてしまふと思うのであります。それからこの法律が三つの組合法を統一したけれども、そこには何らの進歩性を見出すことはできないのでありますが、一番最初この法律の原案が土地改良組合、これを土地改良組合として修正されておりますが、修正

して、地域的な強制加入の性格を強め来ておる。それだけに、賦課徵收の権限が組合に與えられますならば、先に申しましたと同様にこの強制力によつて農民は苦しまなければならぬ。これが私の指摘いたします事業費の負担を農民に押し付けようとする結果になりますのであります。従つていろいろな農業の現在の実体を具さに検討いたしますと、どうしてもこの法案の百二十六條の補助金を交付するこの問題でも生温いのでありますて、現在の農村の置かれておる地位、供出の現状からいたしましたならば、こういう土地の改良をさして、本当に利益を得る者は何かと言えど、國が農民に土地を改良させて置いて、そらして安い供出制度で取り上げて行く、同時にそれは大資本家の利益になる。これは労働者を安い賃金の下に釘付けさせて行く、こういうことと関連いたしまして、そういう利益が予期されるのに過ぎないと思う。そこでいろいろな面から見ましても、どうしてもこの補助金制度じやなくして、國がこういう現状の下においては、全額土地改良費については負担をする、これが私は適当であると思いますので、この案に対しましては、全額國庫負担、これがもうできなければこの法案に対しては賛成することができない。こういうわけであります。

よつとおかしいといつて、まあ申しますが、こともあるのであります。今日の農民の政治力の限界と、いうものはおのづからあるのであります。で、部落として村とかいう程度において軽い土地改良をうなぎのをやるのではありますなれば、その場合は農民がこれを目的に運営するということは可能なであります。併しながら農民の自主的に運営し得るという限界は、その程度であつて、それを超えて大きい事業を組織してやつて行くといふようなことにならぬ事業に対する労働力というものは弱きつて行くのであります。これは非常に明瞭なことであります。これは農省の方々よく分つて頂かなければならぬと思うのであります。それから土地改良区なるものは、土地改良組合といふような権能を持つわけであります。そうして農民から遠去かつた事業者類の力と國家権力が結合いたしまして、農民を逆に支配する、これが私が冒頭に申上げました言葉をつづめて申しますと、こういうふうになるのであります。これについては多くの説明はいたしませんが、行政官は政治について明るいのでありますから、よく御検討願いたいと思うのであります。

てことは、全く馬鹿氣のことあります。それで、水利事業、治水事業、といふものは、水に抵抗することではないんだと、こう私は思うのであります。従つて治水とか利水とかいうものは、一元化した政策を以て立法されなければならないものである、こう私は考えておるのであります。若しそういふ者がなくて、下手な事業をやりますといふことは、むしろ水という絶対的権力に便乗して、官僚や地方のボス勢力が農民を支配する、暴君的に支配する、こういふような事態が生れて來るのであります。こういふことはいろいろな農業の慣行、いろんな慣行、今までの水利慣行その他にもあるのであります。そういうことは農林省の方々は、水利慣行調査や何かにおいてよく発表されております。私は今それをはつきり記憶しておりませんから、ここに呈示するわけに行きませんが、とにかくそれは私よりもあなたの方がよく分つておる、それから、まあそういう事態から、日本では今國土計画或いは國土計画法といふようなものを必要としておる、こういふうに私は考えるのであります。このことは岡田さんの先程の御意見、岡村さんの先程の御意見、その他の方々もそういうふうに考えておられるようであります。そしてこの水利並びに土地改良というようなものは、そういう國土計画の一環としてなされなければならぬ、こういふものであると思うのであります。ところが又繰返すようございますが、この法案については、建設省当局はちんぶんかんぶんであります。こういふことは非常に私は遺憾だと思うのであります、若し治水と利水といふの

うものが、一つの一貫したものである。という解釈に立つならば、こういう法案は一省、一局の中で立案されるべき性質のものではないと、こういうふうに考へるのであります。それでこのようないきなりこの法案が出て参つたのであります。ですが、この際私は土地改良区と申しますが、土地改良組合と申しまして、どうか、これは農民が自主的に行ない得る、農林省がお考へになるよりも簡単に易なる、又規模の小さくところの組合という工合に限定いたしまして、そういうことを言わざりに、農業協同組合であるとか、或いは部落農業團体であるとか、こういうものが自主的に、もつと自由に、簡単に立案してやれる、それに対して政府が助成をして行く、というような建前をとられることの方が、その方が遙かに民衆的であり、農民自身の意欲といふものも十分に動かせるし、農民が支配し得るものになる、こういうふうに考へるのであります。そうして私は少くとも重要な水と、うようなものは、こういう組合における、事業から完全に分離いたしまして、これは國の予算によつて國が全責任を以て一定の計画的なものを以て、そぞしてやつて行く、というふうにしなければならない、こういうふうに考へるのであります。それからそういうふうな考え方がない、そういう計画がなく、こういう法律だけが先にばんと出て来る、こういうことになる」といふと、どういうことになるかと申しますと、当然この法律が出たという限界

には、こういう方面に関心を持つところの人々は、板野君が言われたように、いろいろと考えますから、そこで思惑的にこういう組織を作ろうとするわけです。そうしてこういう組織を作りまするというと、何かやらなければなりませんから、盛んに今度は俺の方を認可して呉れるとか、俺の方に助成金を呉れるとかいうような工合になります。そらしまして、それだけならいいのですが、そういうことがいろいろ土地ブローカーとか、或いは政治ブローカーといふものに利用される、こういうことにもなるのであります。或いは今度こういう組織をお前達が作れ、そうしたら俺が代議士になつて行つて、一つがんとやつてうまくやつてやるというようなことになります。したならば、そういう政治やいろいろな問題の思惑に利用される、こういうようになるのであります。従つて私はそういう思想を利用してする程の大事業といふものは、國家が握つておる、その代り國家が責任を持つてやるといふようになります。従つて私は、今まで水利組合とか、或いは耕地整理組合、こういうものは今まで競馬の話も出ましたが、競馬なんかと同じように党利党略に大いに利用されて來ておるのであります。この弊害をここで断ち切ろうと

するならば、やはりこの法律における組織論を明瞭にして行かなければなりません。そこで私はこういうふうに修正して頂きたい、こういうのあります。更に私は農林當局では、開拓當局なんかはいろいろとこれについていい説明をするのでありますが、今までの開拓當局の説明並びに本日建設省當局からの説明等を聽きまするといふと、何かこういうような立法過程を通じて見ますと、開拓當局がとにかくこの法律を作つて置けば、後予算を取るのに都合がいいというような立合に誤解される傾向があると思うのであります。若し開拓局及び農林省がそういう誤解を受けたくない、とにかく金のかからない法律を一本作つて置いて、それから尻をまくつて予算を取つてやるというような考え方ではありません。かからぬといふ法律をどういう誤解をするか分りませんが、少なくとも私はそういうような誤解をさしたくならないであります。それでそういう誤解をされたくなかったいふうのであるならば、少なくとも私が今まで申述べたような、非常に筋の通つたそういうことになります。私は法律のこととも明るくないし、それから行政官のような経験もありませんし、この法律を読んで直ちに條文をこういうふうに書き直すといふわけにも参らんのであります。私としては少しでもこの法律をよくして、そうして本当に民主的に運営されるものとして、そうしてこれを農民の方に

下〇

委員長(柳井義男君) 速記を始め  
〔速記中止〕

つたようでありますから これから  
地改良法案及び土地改良法施行法案  
つきまして、一括して採決に入りました  
と存じます。ちょっと速記を止めて  
さ。

大畠農夫雄  
柴田政次  
平沼彌太郎  
北村一男

石川 準吉  
加賀 操  
岡村文四郎  
藤野繁雄  
内田至誠

○委員長(猪見義男君) 多数でありますから、二つの法律案は原案通り可決することにいたしました。多數賛成者の方の御署名をお願いいたします。尚委員長報告は例によりまして委員長にお委せを頂きたいと存じます。

それではこれから採決に入ります。初に池田委員の修正案につきまして、本法の中において土地改良区と國事業を分離することでありまして、その趣旨は、土地改良区は極めて簡素化したもので農民の自主的な團体として認めめるようなふうに修正をしたいとう意味であります。この修正案につきましてお詫びをいたします。池田委員の修正案に御賛成の方の御起立をおいたします。

國 家

楠見 義男君  
岡田 宗司君  
平沼爾太郎君

衆議院議員  
國務大臣  
建

設大臣

坂  
益

卷一百一十五

寶君

政府委員

農林政務次官

池田宇右衛門君

農林事務官

山添 利作君

(農政局長)

伊藤 佐君

農林事務官

赤木 正雄君

(開拓局長)

川局次長) 伊藤 大三君

說明員

農林事務官

田邊 勝正君

(農地部長)

大三君

建設事務官(河

川局次長)

昭和二十四年六月十五日印刷

昭和二十四年六月十六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局